

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年2月18日 23時00分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区 広島港草津一文字防波堤南灯台から真方位217° 1.1海里付近 (概位 北緯34°20.8′ 東経132°23.1′)
事故の概要	プレジャーボート田淵丸は、西南西進中、かき養殖施設に乗り揚げ、かき養殖施設が損傷した。
事故調査の経過	令和4年3月28日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 田淵丸、0.8トン HS3-38784（漁船登録番号）、株式会社酔翁アイシン警備 第270-37482号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底に擦過傷 かき養殖施設 養殖筏竹材に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、広島港第3区廿日市地区の係留場所に向けて、約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西南西進していた。</p> <p>船長は、船首方（西方）約2kmの岸壁に停泊していた大型の旅客船（以下「本件大型船」という。）の照明が眩しくて周囲が見えにくいと思いながら、その手前側（東北東方）約1kmの潜堤の南端付近にある2つの簡易標識灯（黄色点滅灯、以下「本件標識灯」という。）を探していたところ、船首方に黄色点滅灯を視認した。</p> <p>船長は、それを本件標識灯の一つと思い、その南方に向かっていたところ、その灯火が4つの灯火（以下「本件灯火群」という。）の集まりの中にあっただけで本件標識灯ではなかったと思い、船位がいつもの経路から少し離れているのではないかと不安を感じて約5knの速力に減速し、少し右転して本件大型船の南方に向けた。</p> <p>船長は、本件大型船を視認できているので停船するなどして船位を確認する必要はないと考えて航行を続け、再び船首方（西方）に別の黄色点滅灯を視認したので今度は本件標識灯と思い、少し左転してその南方に向けて、同乗者と船首方を見張りながら航行していたところ、船首方至近にかき筏（以下「本件筏」という。）を視認し、どう</p>

	<p>することもできずに本件筏に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故後、本件灯火群が、本件標識灯の東南東方約800mに設置されているわかめ養殖施設の標識灯であり、事故の直前に本件標識灯と誤認した黄色点滅灯が、本件標識灯の南東方約600mに設置されている本件筏を含むかき養殖施設の北端の標識灯であることを認識した。</p> <p>船長は、本船で本事故発生場所付近を何回も航行し、わかめ養殖施設やかき養殖施設があることは知っていたが、本件大型船のような照明の眩しい船が停泊し、周囲が暗くて見えにくい中での航行は初めてであり、顕著な施設及び灯光などかき養殖施設の北端の標識灯との位置関係を把握できなかつたと本事故後に思った。</p> <p>本船は、GPSプロッター及びレーダーが搭載されておらず、船位が緯度経度により表示される魚群探知機が搭載されていたが、海図がなく、また、サーチライトも装備されていなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.4mであった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、本件大型船の照明が眩しく周囲が見えにくい状況下、GPSプロッター及びレーダーが搭載されていない状態で、約5knの速力で西南西進中、船長が、船位に不安を感じていた中、かき養殖施設の北端の標識灯を本件標識灯と思い、その南方に向けて航行を続けたことから、至近で本件筏に気付いたものどうすることもできずに、本件筏に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、照明の眩しい本件大型船が停泊して周囲が暗くて見えにくかつたことから、顕著な施設及び灯光などかき養殖施設の北端の標識灯との位置関係を把握できず、同標識灯を本件標識灯と思い、航行を続けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本件大型船の照明が眩しく周囲が見えにくい状況下、本船が、GPSプロッター及びレーダーが搭載されていない状態で、約5knの速力で西南西進中、船長が、船位に不安を感じていた中、かき養殖施設の北端の標識灯を本件標識灯と思い、その南方に向けて航行を続けたため、至近で本件筏に気付いたものどうすることもできずに、本件筏に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッター及びレーダーなどが搭載されていない小型船の船長は、夜間航行中、停泊船の照明などにより、周囲の障害物などを示す灯火の視認が困難な場合があることを考慮し、航行する上で重要な標識灯については、海図により日頃から周囲の顕著な施設及び灯光などとの位置関係を確実に把握しておくこと。 ・小型船の船長は、夜間航行中、停泊船の照明などにより、周囲の障害物などを示す灯火の視認が困難な時には、サーチライト又は

	<p>容易に購入できる高出力の懐中電灯などを使用して進行方向を照射して障害物を確認しながら、低速で航行すること。</p>
--	--